



副籍制度を知っていますか

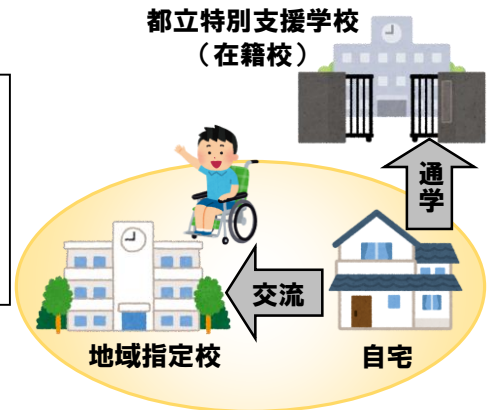


1 副籍制度とは

副籍制度とは、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小・中学校（通常学級）に副次的な籍（副籍）をもち、交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続するための制度です。

2 副籍制度が目指すもの

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供である」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解が進み「豊かな心」をはぐくむことが期待されます。



3 副籍の対象及び交流する学校

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員が対象となります。地域指定校（＝副籍校）決定は千代田区教育委員会が行います。（特別な事情で地域以外の学校を希望する場合や、副籍を持つことを辞退される場合は、区教育委員会及び特別支援学校に相談してください。）

4 保護者・教員の声

副籍制度の成果や課題を把握するため、都立特別支援学校小・中学部の全保護者と全教員、及び地域指定校の教員（一部地域）にアンケートを実施しました。（平成24年9月・都教育委員会）

72%の保護者が「直接的な交流」の内容に満足しています。

- ・近所でよく声をかけてもらえるようになった。公園で会ったときには、遊びの仲間に入れてくれた。地域で過ごしていく中で、大事な一歩が踏み出せたと思う。
- ・障害のある子供との接し方が自然になってきている。以前はじろじろ見られたりしたが、今は声を掛けてくれる子供が増えて嬉しい。



特別支援学校の保護者



79%の教員が、副籍制度は共生社会の実現に向けて意義があると考えています。

- ・障害についての「出前授業」を交流の前に行うと、地域指定校の先生や子供の障害に対する理解がぐっと深まると感じた。
- ・お互いの教員が忙しい中でも、思いやりをもってやりとりをすることができた。気持ちがつながっていると感じられるときは、副籍制度の意義を感じる。

特別支援学校の教員

70%の教員が、小・中学校の主体的な取組が必要であると考えています。

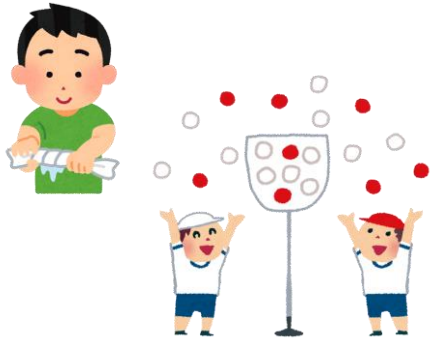
- ・特別支援学校の子供が、交流学級の子供たちに会って嬉しさを表現してくれることで、学級の子供たちも迎える良さを感じることができた。
- ・学校外で顔を合わせたときに、お互いに挨拶を交わすようになった。相互理解のため、副籍制度は意義があると思う。



地域指定校の教員

5 副籍の内容は3種類(いずれかを選びます)

(1) 直接的な交流 地域指定校の行事又は授業などに参加する交流



- ◆小・中学校の通常学級との交流です。
- ◆保護者の方の引率のもとで授業や行事に参加します。
- ◆「無理なく、できるところから、少しずつ」
お互いの学校と児童・生徒の状況を踏まえ実現可能な範囲を見定めて計画、実施します。
- ◆回数：多くは学期に1回～年に数回、交流しています。
- ◆学校便り、行事案内の交換や展覧会への出品などは間接的な交流と同時に進めます。

【交流例】

- 行事など：運動会（体育祭）・学習発表会（文化祭）・お祭りなど 行事への部分参加や見学
全校朝礼・集会・朝の会・帰りの会・給食・掃除・生徒会・部活動等への一部参加
- 授業：国語・音楽・理科・図工・体育・クラブ活動・学級活動・お楽しみ会等への参加

- ★ 交流開始前に特別支援学校の先生が地域指定校への出前授業「障害理解啓発授業」を行うことができます。
- ★ 直接的な交流を行う児童・生徒の交通費は就学奨励費の対象となり、要件を満たした場合、ケースに応じて支払われます。



(2) 間接的な交流 学校便り、行事案内のやりとりが中心の交流

- ◆学校便りや学校行事の案内を交換
- ◆地域指定校の展覧会などに出品 他

【やりとりの方法】

- ・親子で定期的に学校便りを受け取りに行く（渡す）
- ・地域指定校の児童・生徒が自宅に届ける
- ・その他の方法（学校同士の郵便＝交換便を利用 など）



(3) 副次的な籍のみ置く

- ◆地域の学校に副次的な籍は置きますが、交流は行いません。



- ・地域指定校の決定については、こちらまでお問い合わせください。
千代田区教育委員会事務局学務課 03-5211-3666
- ・交流の具体的内容については、入学後こちらまでお問い合わせください。

都立墨東特別支援学校 03-3634-8431
都立青山特別支援学校 03-3478-5061
都立城東特別支援学校 03-3683-6230

他、入学先の各特別支援学校まで。